

答弁書第四六号

内閣參質第三四号

昭和二十五年三月二十一日

内閣總理大臣 吉 田 茂

參議院議長 佐 藤 尚 武 殿

參議院議員岡村文四郎君提出全國農業会等清算事務費に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出全國農業会等清算事務費に関する質問に対する答弁書

全國農業会及び都道府県農業会の清算については、農林中央金庫を清算人として指定し、目下、これら団体の清算を行わしめているのであるが、これら清算に要する経費は、清算法人自体においてこれを負担するのが建前である。しかしながら、農林中央金庫は、全國農業会及び都道府県農業会の清算の円満なる結了に重大な関心を有するので自発的に清算費用の一部をみずから負担している。従つて政府において、清算経費を支弁する必要があるとは認められない。